## 明治三十二年法律第四十九号

第一条 二別段ノ定アル場合ヲ除ク外旧法ノ規定ヲ適:一条 商法施行前ニ生シタル事項ニ付テハ本法

第三条 特別ノ法令中旧商法ノ規定ニ依ルヘキモ ト雖モ仍ホ其効力ヲ存ス 商事ニ関スル特別ノ法令ハ商法施行ノ後

第四条 商法施行前ヨリ商業ヲ営ム未成年者、妻 及ヒ後見人ハ商法ノ規定ニ従ヒテ登記ヲ為スコ 後ト雖モ仍ホ其効力ヲ存ス

ノト定メタル場合ニ付テハ旧商法ハ商法施行ノ

第六条 商法第七条第二項ノ規定ハ商法施行ノ日 第五条 商法施行前ニ会社ノ無限責任社員ト為ル 日ヨリ其会社ノ業務ニ関シ之ヲ能力者ト看做スコトヲ許サレタル未成年者又ハ妻ハ商法施行ノ ヨリ其施行前ニ定メタル制限ニモ亦之ヲ適用ス

ル登記ハ商法ノ規定ニ従ヒテ為シタルモノト同八人条 商法施行前ニ旧法ノ規定ニ依リテ為シタ ノ効力ヲ有ス

削除

第九条 商法施行前ニ登記シタル事項ニ変更ヲ生 前ニ登記ヲ為ササリシトキハ当事者ハ其施行ノ 後遅滞ナク登記ヲ為スコトヲ要ス シ又ハ其事項カ消滅シタル場合ニ於テ商法施行

ノ社名ハ商法ノ規定ニ従ヒテ登記シタル商号ト第十条 商法施行前ニ設立ノ登記ヲ為シタル会社 第十一条 商法施行前ニ設立シタル合名会社ニシ

定ニ従ヒテ其社名ヲ改メ且其登記ヲ為スコトヲ テ其社名中ニ合名会社ナル文字ヲ用ヰサルモノ ハ其施行ノ日ヨリ三个月内ニ商法第十七条ノ規

反シタルトキハ五円以上五十円以下ノ過料ニ処 商法第十八条ノ規定ハ商法施行前ョリ

会社ノ業務ヲ執行スル社員カ前項ノ規定ニ違

第十三条 商法第十九条ノ規定ハ旧商法施行前ヨ 使用スル商号ニハ之ヲ適用セス

行フコトヲ得ス ル者ニ対シテハ商法第二十条ニ定メタル権利ヲ 旧商法施行前ヨリ同一又ハ類似ノ商号ヲ使用ス リ使用スル商号ニハ之ヲ適用セス 商法施行後ニ商号ノ登記ヲ為シタル者ト雖モ

商号ノ登記ヲ為シタル者ハ商法施行ノ日ヨリ六 商法施行前ニ東京市又ハ大阪市ニ於テ

个月内ニ其市ニ存スル他ノ登記所ニ於テ其登記

ヲ為ササリシ登記所ノ管轄区域内ニ於テハ商法 第二十条ニ定メタル権利ヲ行フコトヲ得ス 頃二定メタル登記ヲ為ササリシ者ハ其登記

第十六条

第十七条 商法第二十八条ノ規定ハ商法施行前ニ 作リタル商業帳簿ニモ亦之ヲ適用ス

第十八条 代務人ニハ商法施行ノ日ヨリ支配人ニ 関スル規定ヲ適用ス

第十九条 商法施行前ョリ支配人又ハ支配役ト称 名称ヲ改ムルコトヲ要ス ルトキハ主人ハ商法施行ノ日ヨリ三个月内ニ其 スル者カ商法第三十条ニ定メタル権限ヲ有セサ

称ヲ改メサリシトキハ其者ハ商法第三十条ニ定 メタル権限ヲ有スルモノト看做ス 主人力前項ノ期間内ニ支配人又ハ支配役ノ名

第二十条 商法第三十二条第三項ノ規定ハ旧商法 用ス但一年ノ期間ハ商法施行ノ日ヨリ之ヲ起 算ス 第五十条ノ規定ニ反シテ為シタル行為ニ之ヲ準

キハ二週間ノ期間モ亦其施行ノ日ヨリ之ヲ起 主人カ商法施行前ニ前項ノ行為ヲ知リタルト

行ノ日ヨリ其施行前ニ定メタル代理商ニモ亦之 第二十一条 商法中代理商ニ関スル規定ハ商法施 第二十二条 商法中会社ニ関スル規定ハ本法ニ別 段ノ定アル場合ヲ除ク外商法施行ノ日ヨリ其施 ヲ適用ス

行前ニ設立シタル会社ニモ亦之ヲ適用ス

第二十四条 商法施行前ニ設立シタル合名会社ニ 第二十三条 商法第四十七条ニ定メタル期間ハ商 作リ且商法第五十一条第一項ニ定メタル登記ヲ 法施行前ニ本店ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ為 シテ未タ設立ノ登記ヲ為ササルモノハ商法施行 シタル会社ニ付テハ其施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス 為スコトヲ要ス ノ日ヨリ一个月内ニ商法ノ規定ニ従ヒテ定款ヲ 第三十五条 合名会社力商法施行前二解散ノ登記

第二十五条 商法施行前ニ本店ノ所在地ニ於テ設 出資ノ種類並ニ財産ヲ目的トスル出資ノ価格ヲ リー个月内ニ本店ノ所在地ニ於テハ支店、支店 立ノ登記ヲ為シタル合名会社ハ商法施行ノ日ヨ 登記スルコトヲ要ス ノ所在地ニ於テハ本店並ニ他ノ支店及ヒ社員ノ

第二十六条 商法第五十一条第二項、第三項及ヒ シタル後商法施行前ニ支店ヲ設ケ又ハ其本店若

クハ支店ヲ移転シタル場合ニ之ヲ準用ス但登記 期間ハ商法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第二十七条 会社ノ業務ヲ執行スル社員カ前二条 円以上五十円以下ノ過料ニ処セラル ノ規定ニ依リ為スヘキ登記ヲ怠リタルトキハ五

定ハ旧商法第百四条ノ規定ニ反シテ為シタル行 第二十八条 商法第六十条第二項及ヒ第三項ノ規 為ニ之ヲ準用ス

第二十九条 商法第七十一条ノ規定ハ商法施行前 ニ設立シタル合名会社ニハ之ヲ適用セス 第二十条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十条 合名会社ノ目的タル事業ノ成功カ商法 施行前ニ不能ト為リタルトキハ裁判所カ解散ヲ 時ニ解散シタルモノト看做ス 命シタル場合ヲ除ク外其会社ハ商法ノ施行ト同

第三十一条 合名会社力商法施行前ニ解散シタル 従ヒテ登記ヲ為スコトヲ要ス 行ノ日ヨリ二週間内ニ商法第七十六条ノ規定ニ 場合ニ於テ未タ清算人ヲ選任セサルトキハ其施

場合ニ於テ既ニ清算人ヲ選任シタルトキハ其施第三十二条 合名会社カ商法施行前ニ解散シタル 場合ニ於テ未タ清算人ヲ選任セサルトキハ総社第三十四条 合名会社カ商法施行前ニ解散シタル 第三十三条 十条ノ規定ニ従ヒテ登記ヲ為スコトヲ要ス 行ノ日ヨリ二週間内ニ商法第七十六条及ヒ第九

内ニ財産目録及ヒ貸借対照表ヲ作ルコトヲ要ス 十条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス トヲ得此場合ニ於テハ商法施行ノ日ヨリ二週間 員ノ同意ヲ以テ会社財産ノ処分方法ヲ定ムルコ 商法第七十八条第二項、第七十九条及ヒ第八

第三十六条 合名会社ニ於テ商法施行前ニ清算人 二週間内ニ商法第九十七条ノ規定ニ従ヒテ登記 ヲ為シタル場合ニ於テハ清算ハ旧商法ノ規定ニ 依リテ之ヲ為ス ノ解任又ハ変更アリタルトキハ其施行ノ日ヨリ

第三十七条 商法第百三条ノ規定ハ商法施行前 解散シタル合名会社ニモ亦之ヲ適用ス ヲ為スコトヲ要ス

|第三十八条 商法施行前ニ設立シタル合資会社ニ 前三条ノ規定ハ前項ノ会社ニ之ヲ準用ス ハ旧商法ノ規定ヲ適用ス 第二十三条、第二十五条乃至第三十二条及ヒ

第三十九条 商法施行前ニ設立シタル合資会社ハ 其取引ニ関スル一切ノ書類ニ商法施行前ニ設立 シタル会社タルコトヲ示スコトヲ要ス

> ハ五円以上五十円以下ノ過料ニ処セラル 業務担当社員力前項ノ規定ニ違反シタルトキ

第四十条 商法施行前ニ設立シタル合資会社ハ旧 社又ハ株式合資会社ト為スコトヲ得 変更シテ之ヲ商法ニ定メタル合資会社、 商法第百五十一条第二項ノ規定ニ従ヒ其組織ヲ 前項ノ場合ニ於テハ総会ハ直チニ新会社ノ組 株式会

第四十一条 項、第二項及ヒ第二百五十四条ノ規定ハ前条ノ 織ニ必要ナル事項ヲ決議スルコトヲ要ス 商法第七十八条、第七十九条第一

第四十二条 商法施行前ニ設立シタル合資会社ハ 商法ノ規定ニ従ヒテ合併ヲ為スコトヲ得但合併 場合ニ之ヲ準用ス

後存続シ又ハ合併ニ因リテ設立スル会社ハ商法 ニ定メタル種類ノータルコトヲ要ス 合併ノ決議ハ旧商法第百五十一条第二項 ()規

式会社ニ於テハ其発起人ハ七人以上ナルコトヲ第四十三条 商法施行前ニ発起ノ認可ヲ得タル株 定ニ依ルニ非サレハ之ヲ為スコトヲ得ス

第四十四条 商法施行前ニ発起ノ認可ヲ得タル セサルトキハ之ニ商法ノ規定ヲ適用ス 式会社ト雖モ其発起人力未タ株主ノ募集ニ著手

要セス

第四十五条 株式会社ノ発起人力商法施行前 AIFAIT社1号215く1、1十七寸: 主ノ募集ニ著手シタルトキハ旧商法ノ規定ニ従AIR工工会 材式会社ノ発起人力商法施行前ニ株 従ヒテ定款ヲ作ルコトヲ要ス ヒテ会社ノ設立ヲ為スコトヲ得但商法ノ規定ニ

第四十六条 商法施行前ニ創業総会ニ於テ定款ヲ 定款ヲ変更スルコトヲ要ス 確定シタル場合ニ於テハ商法ノ規定ニ従ヒテ其

第四十七条 商法第百三十条ノ規定ハ前二条ノ場 合ニモ亦之ヲ適用ス

第四十八条 商法第百六十三条第一項及ヒ第二項 行ノ日ヨリ之ヲ起算ス 商法施行前ニ決議ヲ為シタル場合ニ於テハ其施 総会ノ決議ニ之ヲ準用ス但同条第二項ノ期間 ノ規定ハ旧商法ノ規定ニ依リテ招集シタル創業

第四十九条 第四十五条ノ場合ニ於テ商法施行前 ヲ 得 サルトキハ株式申込人ハ其申込ヲ取消スコト 其日ヨリ六个月内ニ発起人力創業総会ヲ招集セ リ商法施行後ニ株式総数ノ引受アリタルトキハ ニ株式総数ノ引受アリタルトキハ其施行ノ日ヨ

第五十条 第四十五条及ヒ第四十六条ノ場合ニ於 テハ株式会社ハ各株ニ付キ株金ノ四分ノ一ノ払 項ニ定メタル登記ヲ為スコトヲ要ス 込アリタル後二週間内ニ商法第百四十一条

第五十一条 商法施行前ニ本店ノ所在地ニ於テ設 東五十一条 商法施行前ニ本店ノ所在地ニ於テ設 第二十条第一号乃至第七号ニ掲ケタル事項 別決第百二十条第一号乃至第七号ニ掲ケタル事項 別第五十一条 商法施行前ニ本店ノ所在地ニ於テ設 原

五十四条 取締役カ前三条ノ規定ニ違反シタル 管/ フ定ナキトキニ限リ前項ノ規定ヲ準用ス | 日商法ノ規定ニ依リ登記スヘキ事項カ商法施 |

第五十四条 取締役カ前三条ノ規定ニ違反シタル 第五十四条 取締役カ前三条ノ規定に反スルモ旧商法施行前ニ設立シタル株式会社ニ 定に反スルモ旧商法施行前ニ設立シタル株式会社ニ 第第五十四条 取締役カ前三条ノ規定ニ違反シタル 第

スル場合ニハ之ヲ適用セス前項ノ規定ハ商法施行後ニ株式ノ金額ヲ変更

R五十七条 商去施宁前ニ発庁ンタレ朱券及ヒ反 前二発行シタル仮株券ニモ亦之ヲ適用ス 常五十六条 商法中株券ニ関スル規定ハ商法施行 な

第五十七条 商法施行前ニ祭行シタル株券及ヒ仮 第 大会・商法施行前ニ経行シタル金額ヲ仮株券 第 にニ違フモ之ヲ改ムルコトヲ要セス但商法施行 第 定ニ違フモ之ヲ改ムルコトヲ要セス但商法施行 第 に記載スルコトヲ要ス

ル場合ニ限リ之ヲ適用ス条ノ規定ハ商法施行前ニ株金払込ノ催告アリタ第五十八条 旧商法第二百十二条乃至第二百十五

まるこハ之ヲ適用セス ア田商法第百八十二条ノ規定ニ依リ担保義務ナテ旧商法第百八十二条ノ規定ニ依リ担保義務ナテ田商法第百八十二条ノ規定ハ商法施行前ニ株式ヲ譲渡シタル者ニシ第五十九条 商法第百五十三条第二項乃至第四項

第六十条 削除

- ニ於テハ株主ノ議決権ノ制限カ商法第百六十二 第六十一条 旧商法施行前ニ設立シタル株式会社

限ニ在ラス
明ニ在ラス
明に在ラスルモ定款ノ定ムル所ニ依ルコト

適用セス 商法第百六十七条但書ノ規定ハ商法 第六十三条 商法第百六十七条但書ノ規定ハ商法

監査役ト雖モ其禁治産ニ因リテ退任ス 第六十四条 商法施行前ニ選任シタル取締役又ハ

監査役ニ供託スルコトヲ要ス施行ノ後遅滞ナク定款ニ定メタル員数ノ株券ヲ施行ノ後遅滞ナク定款ニ定メタル員数ノ株券ヲ監査役ト雖モ其禁治産ニ因リテ退任ス

ヲ要ス 役ハ其払込ノ年月日ヲ株主名簿ニ記載スルコト役ハ其払込ノ年月日ヲ株主名簿ニ記載スルコト 旅テ其施行後ニ株金ノ払込アリタルトキハ取締第六十六条 商法施行前ニ設立シタル株式会社ニ

為スコトヲ要ス締役ハ商法施行ノ後遅滞ナク破産宣告ノ請求ヲ済スルコト能ハサルニ至リタル場合ニ於テハ取済スルコト能ハサルニ至リタル場合ニ於テハ取

ニ選任シタル取締役ニハ之ヲ適用セス 第七十条 商法第百七十五条ノ規定ハ商法施行前 トキハ五円以上百円以下ノ過料ニ処セラル 第六十九条 取締役カ前三条ノ規定ニ違反シタル

第七十一条 旧商法第百八十九条ノ規定ハ商法ルカニ 日二十九条ノ規定ニ依リテ提起シタル又ハ第二百二十九条ノ規定ニ依リテ提起シタル取締役ニノミ之ヲ適用ス 日商法第百八十九条ノ規定ハ商法施

ハサルモノト認ムル場合ニモ亦之ヲ適用ス株式会社カ其登記後ニ年以上開業ヲ為スコト能前ニ本店ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ為シタル第七十五条 商法第百九十六条ノ規定ハ商法施行

| 登記ヲ為スコトヲ要ス| 登記ヲ為スコトヲ要ス| 後ハニ週間内ニ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ其(コト| 裁判所カ定款ノ規定ヲ認可シタルトキハ取締

ラルリタルトキハ五円以上五十円以下ノ過料ニ処セリタルトキハ五円以上五十円以下ノ過料ニ処セ

**第七十六条** 明治二十三年法律第六十号ハ商法施

其募集ヲ完了スルコトヲ得認許ヲ得タル場合ニ於テハ旧法ノ規定ニ依リテ第七十七条 株式会社カ商法施行前ニ債券発行ノ

会社カ商法施行前ニ債券発行ノ認許ヲ得タル場会社カ商法施行前ニ債券発行ノ認許ヲ得タル場

事項ヲ登記スルコトヲ要ス第八十条 商法施行前ニ社債ノ全額又ハ一部ノ払第八十条 商法施行所在地ニ於テ払込ミタル金額及ヒ店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ払込ミタル金額及ヒ商法第百七十三条第三号でより、国間内ニ本商法施行前ニ社債ノ全額又ハー部ノ払其クタル再項ラ登記スルコトラ要ラ

お二百五条ノ規定ニ違フモ之ヲ改ムルコトヲ要第二百五条ノ規定ニ違フモ之ヲ改ムルコトヲ要

場合ニモ亦之ヲ適用ス施行前ニ仮決議ヲ為シテ未タ其通知ヲ発セサル施行前ニ仮決議ヲ為シテ未タ其通知ヲ発セサルが、有法第二百九条第二項ノ規定ハ商法第五十七条但書ノ規定ハ債券ニ之ヲ準用ス

於テハ旧商法ノ規定ニ依リテ其増加又ハ減少ヲ第八十四条 株式会社カ商法施行前ニ資本ノ増加ヲ為シタル場合ニハ之ヲ適用セス会社カ商法施行前ニ定款変更ノ決議又ハ仮決議第八十三条 商法第二百九条第四項ノ規定ハ株式

項ノ場合ニ之ヲ準用ス(商法第百二十八条乃至第百三十条ノ規定ハ前)為スコトヲ得

支店ノ所在地ニ於テ其登記ヲ為スコトヲ要ス込アリタルトキハ其日ヨリニ週間内ニ本店及ヒササリシトキハ其施行ノ日ヨリ商法施行後ニ払行前ニ新株ニ付キ払込ミタル株金額ノ登記ヲ為議ニ依リテ資本ヲ増加シタル場合ニ於テ商法施議ニ依リテ資本ヲ増加シタル決議又ハ仮決第八十五条 商法施行前ニ為シタル決議又ハ仮決

フ怠 | ノ通知ヲ発スルコトヲ要ス | 締役ハ商法施行ノ後遅滞ナク株主ニ対シテ解散ア其 | 場合ニ於テ未タ解散ノ決議ヲ為ササルトキハ取収締 | 第八十六条 | 株式会社カ商法施行前ニ解散シタル

トヲ要ス 第八十八条 株式会社ノ清算人ハ株主総会又ハ裁 リ所カ商法施行前ニ与ヘタル訓示ヲ遵守スルコ トキハ五円以上五十円以下ノ過料ニ処セラル

第八十七条 取締役カ前二条ノ規定ニ違反シタル

ト雖モ其権限ヲ保有ス ノ規定ニ依リテ選任シタル代人ハ商法施行ノ後 商法施行前ニ旧商法第二百四十二条

第九十条 第三十三条ノ規定ハ商法施行前ニ解散

は、第九十四条 私設鉄道株式会社ニハ明治二十年勅後ト雖モ其罰則ヲ適用ストリカニの高法施行ノリタルトキハ商法施行ノリカカーの表を、商法施行前ニ旧法中会社ニ関スル罰

用ス 参第十二号私設鉄道条例ノ改正ニ至ルマテ旧商 法及ヒ其附属法令中株式会社ニ関スル規定ヲ適 法及ヒ其附属法令中株式会社ニ関スル規定ヲ適

|第九十五条乃至第百十七条||削除

場合ニ之ヲ準用ス前項ノ規定ハ留置権者カ其留置物ヲ売却スル

**第百十九条** 商法施行前ニ発行シタル指図証券及ヒ無記名証券ニモク外旧商法ノ規定ヲ適用ス但民法施行法第三十ク外旧商法ノ規定ヲ適用ス但民法施行法第三十と無記名証券ニハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除ヒ無記名証券ニハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除

施行前ニ約シタル匿名組合ニモ亦之ヲ適用ス第百二十一条 商法第二百九十九条ノ規定ハ商法

亦之ヲ適用ス

ハ其作成ノ日ヨリ六个月ヲ経過シタルトキハ時証書ノ作成カ商法施行後ニ在リタル場合ニ於テ 効ニ因リテ消滅ス 在リタル場合ニ於テハ其施行ノ日ヨリ支払拒絶還請求権ハ支払拒絶証書ノ作成カ商法施行前ニ 手形ノ所持人ノ其前者ニ対スル償

其日ヨリ六个月ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リ ヨリ商法施行後ニ償還ヲ為シタル場合ニ於テハ 行前ニ償還ヲ為シタル場合ニ於テハ其施行ノ日裏書人ノ其前者ニ対スル償還請求権ハ商法施

第百二十四条乃至第百二十六条 削除 時効ハ其残期ヲ経過スルニ因リテ完成ス法施行ノ日ヨリ起算シテ六个月ヨリ短キトキハ 商法施行前ニ進行ヲ始メタル時効ノ残期カ商

第百二十七条

ハ商法施行前ニ選任シタル船舶管理人ニモ亦之

商法第五百五十二条第三項ノ規定

リ其施行前ニ選任シタル船舶管理人ニモ亦之ヲ ヲ適用ス 商法第五百五十三条ノ規定ハ商法施行ノ日ヨ

十八条及ヒ第五百七十条乃至第五百七十四条ノ第百二十九条 商法第五百五十八条乃至第五百六 第百二十八条 施行前ニ為シタル船舶ノ賃貸借ニモ亦之ヲ適8百二十八条 商法第五百五十六条ノ規定ハ商法

第百三十一条 委付ノ原因カ商法施行後ニ生シタ ルトキハ其施行前ニ為シタル保険契約ニ付テモ 船長ニモ亦之ヲ適用ス 規定ハ商法施行ノ日ヨリ其施行前ニ選任シタル 1

十六条第一項ノ期間ヲ経過セサルトキト雖モ其个月間分明ナラサルトキハ未タ旧商法第九百六 **語ハ行方ノ知レサルモノト看做ス** 船舶ノ存否カ商法施行ノ日ヨリ六

被保険者ハ商法ノ規定ニ従ヒテ委付ヲ為スコト

第百三十三条 商法施行ノ際旧商法第九百六十九 第六百七十四条ニ定メタル通知ヲ発シテ委付ヲ 為スコトヲ得 ラサルトキハ商法施行ノ日ヨリ三个月内ニ商法 条第一項ニ定メタル三日ノ期間カ未タ満了ニ至

定ハ其施行前ニ発生シタル債権ニ付テモ亦之ヲ第百三十四条 船舶ノ先取特権ニ関スル商法ノ規

第百三十五条 第三十三条ノ規定ハ商法第六百八 十四条第一項ノ規定ニ依リ為スヘキ公告ニ之ヲ 2

第百三十六条 船舶ノ抵当権ニ関スル商法ノ規定 用ス ハ商法施行前ニ設定シタル抵当権ニモ亦之ヲ適

第百三十七条 民法施行法第二条、 準用ス 十条、第三十一条、第三十三条、第三十四条、 第五十三条及ヒ第五十六条ノ規定ハ商事ニ之ヲ

#### 附

第百三十八条 行ス 本法ハ商法施行ノ日ヨリ之ヲ施

第百三十九条 規定ハ旧商法ノ規定ニ依ルヘキ場合ニ於テハ仍 条例第二十一条乃至第二十三条及第五十一条ノ 其ノ効力ヲ有ス

附 (大正一一年四月二五日法律第七

第三百八十三条 ヲ定ム 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之

抄

抄 公

この法律は、公布の日から起算して一月を経 〇〇号) 抄

号) 則 抄 (昭和四一年七月一日法律第一一

(施行期日)

をこえない範囲内において政令で定める日から第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。

(昭和五四年三月三〇日法律第五

(施行期日)

第四号)の施行の日 から施行する。 界四号)の施行の日(昭和五十五年十月一日)この法律は、民事執行法(昭和五十四年法律 (昭和五十四年法律

この法律の施行前に申し立てられた民事執

企業担保権の実行及び破産の事件について

3

第三条、第三

#### 則

商法施行条例ハ之ヲ廃止ス但シ同

号)

号 附 則 (昭和七年七月一五日法律第二〇

第七十九条 定ム 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ

号附 則 抄 (昭和一三年四月五日法律第七三

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム 〇 附 号 〕則 (昭和二二年九月一日法律第一O

第一条 この法律は、第十章の規定を除いて、 布の日からこれを施行する。 附 則 (昭和二九年五月一五日法律第一

過した日から施行する。

号附 抄 則

1

(経過措置)

は、行、

なお従前の例による

(平成二年六月二九日法律第六四

施行期日 号)

第一条 この法律は、 を超えない範囲内において政令で定める日 施行する。 公布の日から起算して一年

### 一六〇号) 則 (平成一一年一二月二二日法律第

(施行期日)

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め る日から施行する。 平成十三年一月六日から施行する。ただ

第千三百四十四条の規定 する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正 十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二 公布の目

# (平成二〇年六月六日法律第五三

(施行期日) 号 )

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 を超えない範囲内において政令で定める日 施行する。

九号) 則 抄 (平成三〇年五月二五日法律第1

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 条の規定は、公布の日から施行する。 施行する。ただし、附則第五十条及び第五十二 を超えない範囲内において政令で定める日から (政令への委任)

第五十二条 この附則に規定するもののほか、こ 定める。 の法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で

支払又は償還を受ける費用の額については、同 項の規定にかかわらず、 るところによる。 前項の事件に関し執行官が受ける手数料及び 最高裁判所規則の定め